

○深谷秀峰議長 次， 6 番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6 番 深谷渉議員 登壇〕

○6 番（深谷渉議員） 6 番、公明党の深谷渉でございます。今月 1 日，本市は合併 10 周年を迎えました。6 日の記念式典の進行を見守りながら，私は 10 年間のうち 8 年間議員として働かせていただきましたことに感謝申し上げ，これからも住みよい常陸太田市発展のため，市民のために働くことを心を新たにした次第でございます。また個人的には，今年の 3 月の定例会で質問した関係上，「じょうづるさん」の昇格を大変喜んでおります。

それでは，通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に，マイナンバー制度の概要についてでございます。

マイナンバー制度導入のための番号関連 4 法が平成 25 年 5 月に成立し公布されました。そして来年の 10 月から個人番号の付番，通知が行われ，翌 28 年 1 月から利用が開始されます。つまり利用開始まで 1 年余りとなりました。

マイナンバー制度は，複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり，社会保障，税制度の効率性，透明性を高め，国民にとって利便性の高い公平，公正な社会を実現するための社会基盤であるとの導入の趣旨が示されております。

マイナンバー制度導入には，行政側にとって多くのご苦勞があると思います。主なもので，特定個人情報保護評価の実施と評価書の公表，既存の住基システム，税務システム，社会保障関係システム，それぞれの改修，そしてまたハードウェアの設定，導入，そして自治体独自の利用の事務検討と条例の制定，改正など多岐にわたっております。

そこで，本市におけるマイナンバー制度の導入に向けた取り組み状況とそのスケジュールが今後どのようなになっているのかお伺いをいたします。

次に，新制度における保育園についてでございます。

子ども・子育て支援新制度についてでありますけれども，昨日も同僚議員からご質問がありました。親の働く状況にかかわらず，質の高い幼児期の学校教育，保育を受けられることや，家庭・地域での子育て力の低下，子育ての孤立感，負担感，待機児童問題など，これら子育てを巡る現状と課題を解決するため，来年 4 月から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定でございます。

他方，この新制度については，いまだ不明確な点も多いため，幼児教育・保育の現場から不安や懸念の声が上がっております。特に私立幼稚園は，新制度に移行するか否かの厳しい経営判断が迫られております。また私立幼稚園は，これまで設置認可や私学助成を通じて都道府県とかわり深かったわけでございますけれども，新制度のもとでは実施主体である市町村との関係構築を 1 から行う必要があるため，そのことが新制度に移行するに当たり大きな障壁となっております。

今回の新制度，市民の側から見たときに何がどのように変わるのか，具体的に 2 点お伺いいたします。まず 1 つ目に，新制度では入園手続はどのように変わるのかをお伺いいたします。2 つ目に保育料について伺います。新たな基準の保育料は，現行の負担水準や保護者の所得に応じて

国が定める基準を上限として自治体が地域の実情に応じて定めることになっております。算定基準は所得税基準から住民税の基準に変更になるようですが、それらを踏まえ、利用者の負担が増える可能性があるのか、具体的に保育料の仕組みがどこまで決まっているのかお伺いいたします。

続きまして、高齢者対策についてお伺いいたします。

高齢者の社会参加促進についてでございます。我が国は高齢化が急速に進展する中、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、高齢者が安心して暮らせる地域社会を作り上げていくことが極めて重要な課題となっております。そのためには、住みなれた地域で自分らしい生活を継続するためのサービスを充実させるとともに、地域包括ケアシステムの構築へ向けた国・自治体の連携による取り組みが求められております。

一方で元気な高齢者については、要介護にならないための生きがいつくりや社会参加促進施策など、介護予防につながる施策を展開する必要があります。県では65歳以上の元気な高齢者に外出の動機となるよう「いばらきシニアカード」の配布を先月末から始めました。これはキッズカードのシニア版でございます。

本市では、高齢者の生きがいつくり、社会参加の促進としてどのような施策が行われているのか、その現状をお伺いいたします。

次に、高齢者ボランティアポイント制度とその導入についてをお伺いいたします。高齢者が地域でボランティア活動に従事することによって、高齢者の社会参加や地域貢献を促すとともに、高齢者自身の介護予防につながるとして大いに期待される取り組みを推進している自治体があります。現在各自治体で進められているものは、高齢者の介護支援ボランティアと呼ばれるもので、介護予防を目的とした65歳以上の高齢者が地域のサロンや会食会、外出の補助、介護施設等でボランティア活動を行った場合に自治体からポイントを付与するもので、たまったポイントに応じて商品との交換や換金のほか、介護保険料の支払いに充て保険料の軽減に利用できる自治体もございます。その際、財源としては、自治体の裁量により地域支援事業交付金の活用が可能であります。

例えば愛知県豊明市は、2012年10月からスタートさせた高齢者ボランティアポイント制度、愛称「アクティブ・シニア・クラブ」は、当初36人の登録者が、現在は6倍の212人に大幅に増えているそうです。65歳以上の高齢者が介護福祉施設などで行事の補助や利用者の話し相手になることでポイントがもらえるシステムで、豊明市ではこのポイントがたまると商品券に交換できるそうです。活動によって社会に貢献できる喜びが生きがいとなって、自分の介護予防や健康増進につながることから年々登録者が増えているとのことでございます。この制度の後押しをしているのは、定期的開催されるボランティア交流会で、活動に参加している高齢者や受け入れ施設の担当者たちが一堂に会し、情報や意見を交換することにより、より充実した活動への活力になっているそうです。

実はこの高齢者ボランティアポイント制度の導入については、以前にも一般質問で一度取り上げさせていただきました。その後、多くの自治体でこの取り組みを始めてきております。本市としても元気な高齢者が生き生きとして活動に取り組める動機づけ、生きがいつくりのため、この

ような高齢者ボランティアポイント制度を導入してはいかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 マイナンバー制度の概要についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、制度の導入に向けたこれまでの取り組み状況でございますが、関係法令が平成25年5月31日に公布されたことを受けまして、同年中に庁内におきまして個人番号を管理している業務について洗い出し作業を実施いたし、本年4月には制度に対する共通理解を目的とした庁内の説明会を実施したところでございます。

また、9月には関係部署による庁内プロジェクトチームを立ち上げまして、各個人に付けられる番号の通知期限である平成27年10月までに実施すべき業務が円滑に進められるように体制を整備したところでございます。

現在でございますけれども、税の収納管理や国民健康保険など各業務システムごとに使用されているそれぞれの個人コードと各個人の庁内における代表個人コードとの関連づけを進めておりまして、国が用意する番号との連携準備をしているところでございます。

また、収納管理システムなど庁内における16の業務システムにつきまして、個人情報の漏えいや不正使用などの発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等が保護されるように、個人情報特定保護評価書の作成をいたしているところで、今後公表に向けて取りまとめをしているところでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、本年度から総務省及び厚生労働省より補助金が交付され、住民基本台帳システムや国民健康保険システムを初めとした社会保障関係の各システム等の改修を進めているところで、また、年明けからは条例の改正、制定等の準備に入りたいと考えているところでございます。

平成27年10月には、各個人に付けられた番号を全ての市民に通知し、平成28年1月からは個人番号カードを各個人に交付する予定となっております。

なお、各個人への番号づけや個人番号カードの作成等に係る事務につきましては、平成26年12月1日付で地方公共団体情報システム機構に委任をしたところでございます。

今後は国の動向を注視しながら、事務に遅滞がないよう適切な進行管理に努めてまいります。また、現時点のマイナンバー制度を利用する部課等に加えまして、今後の利用が想定される部課等につきましても庁内プロジェクトチームのメンバーとしておりますので、市の独自利用についても引き続き検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 新制度における保育園についてのご質問で、子ども・子育て支援新制度についての2点のご質問にお答えをいたします。

まず、利用手続の変更についてでございますが、新制度のもとでの入園等の手続につきましては、これまでと手続の時期や流れが大きく変更になるものではございませんが、新しい制度に基づく手順といたしまして、保育の必要性の認定の手続と保育所等の利用希望の申し込みの手続というそれぞれの手続の考え方が国から示されておりまして、保育園や幼稚園などの利用を希望する保護者の皆様方には、これまでの入園申し込みの前に、まず利用に当たって保育の必要性の認定を受けていただく必要がございます。

新制度のもとでは、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分の認定に応じまして、幼稚園、保育園、認定こども園等の利用先が決まっておりますが、保育の必要性が認められない、あるいは教育を希望される場合には1号認定となりまして、幼稚園や認定こども園の教育部門の利用を申し込むこととなります。また、保育園が必要と認定される場合には、年齢により3歳以上が2号認定、3歳未満が3号認定となりまして、保育園や認定こども園等の保育部門の利用を申し込むこととなります。

なお、本市におきましては、認定申請と施設利用申請、いわゆる利用希望の申し込みの手続が類似いたしておりますことや、また国からも両申請を同時にできるという考え方も示されておりますことから、同時に同一用紙で申請ができるように手続を簡素化いたしまして利用者の負担軽減を図ってございます。

次に、保育料算定基準の変更についてでございますが、議員のご発言にもございましたように、これまでは前年度の所得税額をもとに保育料が算定されておりましたが、新制度におきましては、市町村民税所得税割額をもとに保育料を決定することとなります。具体的には、市町村民税の付加決定時期が6月になることから、8月分までは前年度分の市町村民税額、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定することとなります。

なお、平成27年度の保育園入園申し込みにつきましては、既に12月3日から開始しておりますが、保育料の区分及び金額につきましては、新制度開始前の3月ごろに決定し、お示しする予定でございます。

なお、保育料の負担の問題でございますけれども、これまで国からいただいている情報によりますと、基本的には国が定める水準を限度額として自治体が決定するというところで、最終的には平成27年度の予算編成を経て決定するというところで、現在示されている部分につきましては、あくまでも仮の算定ということで、従来の階層区分——8階層を新たな考え方のもとでやはり8階層に分類いたしまして、現状では現行の利用負担の水準を基本とするという考え方でお示しされているところでございます。

続きまして、介護予防のための生きがいくりの現状についてのご質問にお答えいたします。

本市では高齢者の生きがいくりと社会参加に対する支援といたしまして、老人クラブ活動に対する助成や地区老人クラブが行っているブルーベリー、ヤーコン、自然薯栽培などの生産活動への助成、シルバー人材センターへの補助、里美地区にある高齢者活動センターへの指定管理による運営、さらには生涯学習活動の推進やスポーツ活動の普及促進などを行っているところでございます。今後もこれらの事業の見直し改善を行いながら、引き続き高齢者の生きがいくりと

社会参加への支援に努めてまいります。

なお、老人クラブ活動についてでございますが、現在の老人クラブ数が93クラブ、会員数が3,784名で、要介護者を除く65歳以上の人口に占める会員の加入率が25.9%という状況で、年々減少傾向になってございます。これは若年高齢者の皆様の入会が少ないということが原因になっているものと考えておりますけれども、これらの方々にも魅力を感じられるような老人クラブ活動が展開されるように引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者ボランティアポイント制度とその導入についてお答えをいたします。

高齢者ボランティアポイント制度につきましては、高齢者が社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も期待できる取り組みとして、東京都千代田区と稲城市が先駆的に始めた事業でございまして、県内では石岡市と土浦市が取り組んでいると伺ってございます。

石岡市の事例を申し上げますと、高齢者がボランティア活動を通して社会参加や地域貢献をすることでより元気になり、生き生きとした地域社会となることを目的に実施されておまして、介護支援ボランティア活動を行った場合にポイントを獲得し、年間最大で5,000円が交付されるという制度になってございます。

本年6月に「医療介護総合確保推進法」が成立いたしまして、これに伴い「介護保険法」が改正となり、その中に要支援者に対する生活支援サービスの充実強化の考え方が示されておまして、その中でボランティアやNPO、民間企業など多様な担い手が高齢者の生活支援を行うこととされており、その一例といたしまして高齢者ボランティア制度の活用が示されてございます。

実施に当たりましては、ボランティア活動への斡旋やポイント管理などをどこで行うのか、あるいは趣旨に賛同し参加していただく事業者さんがどのくらいあるのか等々、さまざまな課題もありますことから、他市の取り組み状況などを踏まえながら、まずは課題等の整理を行うことから検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

[6番 深谷渉議員 質問者席へ]

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

まず初めに、マイナンバー制度でございます。私は行政側として非常にご苦労があるなということで質問させていただきました。一番懸念があるものは、やはり個人情報外部の漏えいといったものでございますけれども、現時点で特定個人情報保護評価の実施が行われて、公表をこれからするところだと思うんですけども、公表の予定時期というのはもう決まっていらっしゃるんですか。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

○植木宏総務部長 平成27年10月でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。そうしますとぎりぎりということですね。かなりの自治体でも公表が始まっていますので、なるべく早くこういった特定個人上保護の評価書をしっかりと作成していただきたいと思っております。

次に、市民側にとっての話をさせていただきたいんですけれども、来年10月に付番、通知が各家庭に届きます。申請には顔写真が今回必要になってくるそうですけれども、そうしますと、高齢者などはどうしたものかということで、申請するのになかなか行動に移せないというのが現状になってくるんじゃないかなと思います。その際、写真を添付することに対して何らかのフォローを考えていらっしゃるのかどうか、そしてまた、写真というのはどんな写真なのか、具体的に決まっていっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 添付すべき写真でございますけれども、この写真を含めまして、手続の具体的な詳細の内容についてはまだ示されておられませんので、現在のところ市のほうとしてどのような対応ができるかということについては検討できない状況でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。まだまだ具体的にないということでございます。

それでは、現在利用されている住基カードがございます。住基カードというのは10年間有効とお聞きしてはいますけれども、この個人番号カードが発行されますと、この住基カードはどのような扱いになるのかお伺いしたいと思います。そしてまた、住基カードは有料でございますけれども、個人番号カードというのは有料なんでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 現在の住基カードでございますけれども、個人番号カードの交付開始以降につきましては、住基カードの新たな発行は行わない予定でございますが、2015年12月以前に発行されましたカードにつきましては、10年間の有効期間内は引き続き利用ができるということでございます。

また、個人番号カード——新たなカードでございますけれども、まだ具体的な金額が明確に示されているわけございませんが有料であると。その中で基本、住基カードは500円、電子証明——個人の認証でございますけれども、これを含む場合にはさらに500円でトータル1,000円というような線で現在検討が進められているというような状況でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。国の制度でございますので、自治体独自で無料にするとか、そういったことは難しいのかなと思いますので、無料になるように国のほうでしっかりと努力してもらいたいなという思いでございます。

続きまして、住基カードに有効期限があるように個人番号カードの有効期限ですけれども、個人番号カードというのは全ての市民に通知をされます。そうしますと、幼児期で申請しようとして写真を添付した場合、成長が早いので写真と実際の顔が変わってしまうというような状況があるかと思えます。そのような場合、どのような有効期限の対応があるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 こちらにつきましても現在国のほうで検討が行われているところでございますけれども、現在の状況といたしましては、20歳以上の方については10年、20歳未満の方は議員ご発言のとおり、容姿等の変化を考慮して5年という方向で検討が進められていると聞いています。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。まだ市民にこれをお知らせする段階に来ていないということでお聞きしております。そういった意味で混乱のないように、しっかりと意義の啓蒙とか、そういった周知の方法とか、これから時期も考えていくかと思うんですけれども、対応していただきたいなと思います。

マイナンバー制度の調査に、内閣委員会として参加した公明党の国会議員から聞いた話ですけれども、スウェーデンの日本でいう年末調整は、プッシュ型方式で年末になると自分のマイポータル——パソコンに「あなたの年末調整はこれでよろしいですか」と通知が来るそうです。そして問題がなければこれでオーケーとクリックして、それで年末調整が終了というシステムになっているそうです。またエストニアは「e-Police」と言いまして、ナビのような画面に今までの交通違反情報が全部出てきまして、今やった交通違反は間違いありませんかといって、間違いありませんと本人が認めますと、その場でクリックして罰金が銀行口座からおろされるというような、先進地域ではそういったシステムになっているそうです。いろいろな市民の利便性といったものを公表しながら、今後啓蒙にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、新制度における保育園についてでございますけれども、保育料はまだ3月にならないと具体的にわからないということでありました。私が聞いた話では、料金が上がる場所があるといった話を聞いたものですから、その点ちょっと危惧して質問させていただいたんですけれども、仮定で答えられればですが、万が一従来より上がった場合に、激変緩和の措置とか、そういったものを考える方向があるのかどうか、その点だけお伺いしたいと思います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 保育料負担の問題につきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、国から今得ている情報につきましては、国の考え方は現行の利用負担の水準を基本とするということございまして、当市の場合、国の基準を使って65%の保育料という形での設定を今までしてきてございますので、現状の国の考え方に基づいて現段階では同様の考え方ということで算定事務を進めることにいたしてございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。最後になりますけれども、高齢者対策についてでございます。

さまざまな地域で元気な高齢者の対策をしているわけでありまして、本市としてもぜひとも高齢者がたくさん多い常陸太田でございますので、そういった動機づけのための施策を考え

ていただきたいなど要望いたします。

以上で私の質問を終了いたします。